

修正対象物品の令和5年度における輸入基準数量

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がブルネイについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、令和5年7月12日以降の令和5年度における修正対象物品の各輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項	概要	国・地域	輸入基準数量
3	牛肉	発効国全体	649,000 トン
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	807 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	271,090 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	38,340 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	144,805 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン
15	豚肉調製品	カナダ	57 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン
17	豚肉調製品	チリ	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン
19	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン

24	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	発効国全体	6,667 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	発効国全体	5,889 トン
26	オレンジ	発効国全体	45,000 トン
27	SPF 製材	カナダ	1,730,500 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	70,500 m ³
29	OSB 等	カナダ	246,500 m ³
30	熱帯産合板	マレーシア	1,148,500 m ³
31	合板	ベトナム	245,000 m ³
32	広葉樹合板	マレーシア	677,500 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,500 m ³
34	針葉樹合板	チリ	18,000 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	66,000 m ³
36	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	102,000 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (日欧EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量
37	牛肉	欧州連合	47,389 トン
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	390,644 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,707 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	欧州連合	3,078 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	2,667 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	71,400 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定 (日米貿易協定)

項	概要	国・地域	輸入基準数量
44	牛肉	輸入基準数量①	256,520 トン
		輸入基準数量②	649,000 トン
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	281,728 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	927 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	アメリカ合衆国	6,667 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	アメリカ合衆国	5,889 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	42,750 トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	102,000 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量
51	牛肉	英国	47,389 トン
52	豚肉(基準価格以上)	英国	391,673 トン
53	豚肉調製品	英国	3,707 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質 25%未満)	英国	3,078 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	英国	2,667 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	71,400 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）別表第 1 の項番号。
 - ・ 輸入基準数量①は、アメリカ合衆国協定第一輸入数量（アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量）に対する輸入基準数量。
 - ・ 輸入基準数量②は、アメリカ合衆国協定第二輸入数量（アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量の合計数量）に対する輸入基準数量。
- ※ 「修正対象物品の令和 5 年度における輸入基準数量」（令和 5 年 5 月 31 日公表）に、9 の項及び 19 の項を追加。